

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2019年 第8回 春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和元年8月23日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時05分
開催場所		アイピービル7階大会議室			
議長氏名		会長 齋藤 敏夫			
出席者	農業委員	(出席人数：17人)			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄		
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝		
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫	19	齋藤 敏夫
		10	山崎 勇喜		
	(欠席人数：2人)				
	15	小澤 治夫	17	小久保 静夫	
	事務局	(出席人数：5人)			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	(出席人数：3人)				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
	建設部公園緑地課課長 山野辺 恵				
農地利用最適化 推進委員	新井 武、小川 優、濱野 國雄、野村 三男 岡田 實、新井 義昭				

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）：公開 議案第2号農地法第4条（知事）：公開 議案第3号農地法第5条（知事）：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第5号生産緑地の取得斡旋：公開 議案第6号春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1025 625 1102">議席番号</th> <th data-bbox="625 1025 1442 1102">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1102 625 1178">10</td> <td data-bbox="625 1102 1442 1178">山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1178 625 1254">11</td> <td data-bbox="625 1178 1442 1254">伊藤 弘子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1254 625 1326">12</td> <td data-bbox="625 1254 1442 1326">横井 貞夫</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	10	山崎 勇喜	11	伊藤 弘子	12	横井 貞夫
議席番号	委員氏名								
10	山崎 勇喜								
11	伊藤 弘子								
12	横井 貞夫								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第8回総会を開会いたします。本日2名が欠席です。在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員会 委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 春日部農業振興地域整備計画の変更に係る申出に関する意見聴取について (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (3) 生産緑地の取得斡旋について (4) 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について (5) 農業祭について (6) 農委だよりについて <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>次に、農業振興審議会について水口委員より報告がございます。</p>
委員	<p>8月9日の春日部市農業振興審議会に、内田委員と私が出席しまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 農用地区域からの除外申出について (2) 春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画（27号計画）の変更について の件につきまして、協議しました。
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案5件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案2件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案7件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地の取得斡旋」1議案2件、</p> <p>日程6 議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取」</p> <p>合計6議案となります。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号10番山崎勇喜委員、11番伊藤弘子委員、12番横井貞夫委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及</p>

議長	<p>び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号32番から36番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が5件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号32番について、申請理由は、贈与です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号33番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号34番について、申請理由は、贈与です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号35番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7から9頁、詳細図は10から12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号36番について、申請理由は、贈与です。案内図13頁、詳細図は14から16頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、申請番号32番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号32番について、令和元年8月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利</p>

推進委員	用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号33番について担当地区の新井義昭推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号33番について、令和元年8月8日午前10時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号34番、35番について担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号34番、35番について、令和元年8月9日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。また、担当地区外の申請人保有農地についても農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているため、問題なしと報告をうけております。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号36番について担当地区の濱野國雄推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号36番について、令和元年8月8日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番高橋公彦委員より申請番号32番から36番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号32番から36番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことか

委員	ら、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号32番から36番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号32番から36番を許可と決しました。 次に、日程2議案第2号、「農地法第4条(知事)について」を議題といたします。申請番号16番、17番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条(知事)について」、許可申請が2件あったので、審議を求める。議案書の3頁をご覧ください。申請番号16番について、申請理由について、申請理由について、車両進入路の幅員確保のための自己用住宅の敷地拡張です。案内図は17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日既存施設の拡張で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金については、自己施行のため、資金はかかりません。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺はおおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある農地であり、第1種農地と考えられます。次に、申請番号17番について、申請人は、果樹の観光農園を営んでいます。自宅脇の駐車場は道幅が狭く、来客用のマイクロバスの駐車場の設置のため、この度の申請に至りました。案内図は19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日駐車場で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号16番について、担当地区の岡田實推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号16番について、令和元年8月6日午後1時30分より推進委員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地に関しては、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な

推進委員	利用が確保されていましたが、申請地については、境界の明示がなく申請地の区画が不明なため、適正に管理されているかどうか判断できませんでした。以上の事から問題の有無について申し上げられないと意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号17番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号17番について、令和元年8月9日午後1時30分より農業委員と推進委員とで申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号14番前島喜一委員より申請番号16番、17番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号16番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地に関しては、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているが、申請地について、境界の明示がなく申請地の区画が不明なため、適正に管理されているかどうか判断できないと報告がありましたが、事務局から代理人に指導し、現地調査を実施したところ、申請地の境界が明示され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。次に、申請番号17番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号16番、17番について原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号16番、17番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長	次に、日程3議案第3号、「農地法第5条（知事）について」を議題といたします。申請番号48番から54番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条（知事）について」、許可申請が7件あったので、審議を求める。議案書4頁をご覧ください。申請番号48番について、転用計画は、水はけが悪く湿地状態で希望する収穫量を見込めないため、畑として改良するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はトウモロコシを作付けする計画です。案内図は21頁、詳細図は22から24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から9カ月間になります。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺はおおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある農地であり、第1種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。次に、申請番号49番について、転用計画は、農業用施設の設置です。既存の農業用施設は住宅街にあり、近隣住民に迷惑をかけているため、この度の申請に至ったものです。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日農業用施設で公告済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、土留めを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。排水は、汲み取り処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号50番について、令和元年6月の総会審議案件です。同月取下があり、転用面積を縮小し再申請です。申請法人は、建設業等を営んでいます。転用計画は、資材置場の建設です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロック及びフェンスを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号51番に</p>

事務局

ついて、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で499.73㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日自己用住宅で公告済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は、東側の道路接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号52番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は31頁、詳細図は32頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で418.54㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年6月7日自己用住宅で公告済です。該当する土地改良区はありません。接続道路は北東側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設U字溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号53番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は33頁、詳細図は34頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で357.26㎡です。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。該当の土地改良区はありません。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号54番について申請法人は、総合リース業

事務局	<p>を営んでいます。転用計画は、物品の洗浄施設の増築です。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。全体面積は合計で19452.79㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。業務用排水は、排水層で処理後、水路に排水する計画です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。</p>
議長	<p>次に、申請番号48番について、担当地区の新井義昭推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号48番について、令和元年8月8日午前10時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号14番前島喜一委員より申請番号48番から50番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号48番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はなく、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。申請番号49番、50番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>

議長	次に議席番号5番小川利雄委員より申請番号51番から54番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号51番から53番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。申請番号54番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、ボーリング調査が行われていたもので、現地で施工業者に指導を行い、また、事務局より代理人に指導したところ、機械等が撤去され、是正が完了し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号54番について、質問します。広範囲の面積の転用計画ですが、現地は庄和インター近くの既存の洗浄施設を拡張することなのですが、排水計画の詳細を教えてください。また、都市計画法上、の区域は市街化調整区域から変更となったのですか。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。こちらは、パレットやコンテナの泥を高圧で洗浄する施設で、排水による被害は及ばない計画となっております。また、こちらの地域は市街化調整区域で都市計画法第34条第12号の指定区域で、市が積極的に物流を誘致している土地となります。
議長	ほかに質問はありますか。
委員	議席番号12番横井です。申請番号48番について、質問します。違反転用事案報告の20番の所有者と申請番号48番の受人（法人）の関連性について教えてください。
事務局	ただいまの質問につきましてお答えします。申請番号48番の受人（法人）の取締役が違反転用事案報告の20番の所有者です。なお、許可権者に確認したところ、個人と法人は別人格として扱うとの事です。
議長	ほかに質問はありますか。

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号48番から54番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第3号「農地法第5条(知事)について」申請番号51番から54番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号48番、54番につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。</p> <p>次に、日程4議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号22番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が1件あったので、審議を求める。議案書8頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号22番について、案内図は37から38頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。</p>
議長	<p>次に申請番号22番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号22番について、令和元年8月6日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号5番小川利雄委員より申請番号22番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号22番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報</p>

委員	告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号22番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号22番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「生産緑地の取得斡旋について」議案書の10頁をご覧ください。市長より生産緑地の取得斡旋の依頼がありましたので、令和元年7月の全員協議会において会長より生産緑地の取得の斡旋について、委員の皆様へお願いしたところでございます。また、市公式ホームページへの掲載を行いました。本日まで委員による斡旋及び斡旋希望の問い合わせはありませんでした。よって、市長へ斡旋希望者なしとして回答してよいかご審議願います。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「生産緑地の取得の斡旋について」申請番号1番、2番を原案のとおり決定しました。 次に、日程6議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画の意見聴取について、議案書11頁をご覧ください。春日部市長より、農業振興地域の整備に関する法律施行第4条の5第1項第27号イの規定により、春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画について意見を求められたため、7月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員	議席番号18番市川です。議案第6号の変更案の添付資料について、説明内容の情報更新されていない部分や誤字等を発見しましたので、見直ししていただきたい。
農業振興課	ただいまの質問につきましてお答えします。内容を精査し、修正いたします。
議長	ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (起立全員)
議長	全員起立です。よって、議案第6号「春日部農業振興地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」を原案のとおり決定しました。 次に、日程7報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」 日程8報告第2号「農地法第4条（届出）について」 日程9報告第3号「農地法第5条（届出）について」 日程10報告第4号「農地法第18条（通知）について」 日程11報告第5号「違反転用事案報告について」につきまして、議案書の38ページから48ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきまして、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。 (なしの声あり) 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第8回総会を閉会いたします。 なお、全員協議会を11時15分から同会場で開催いたします。 閉会（午前11時05分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番